

コンピュータウイルスを作成すると・・・

－身代金ウイルス作成で中学3年生が逮捕－

「身代金ウイルス 中3逮捕 -神奈川県警 作成容疑、全国初-
パソコンのデータをロックし復旧のために金銭を要求するウイルス「ランサム（身代金）
ウェア」を作成したとして、神奈川県警は5日、不正指令電磁的記録作成などの疑いで、
大阪府高槻市の中学3年の男子生徒（14）を逮捕した。県警によると、ランサムウェア
作成容疑の立件は全国初。」

（引用：平成29年6月6日付 福井新聞から）

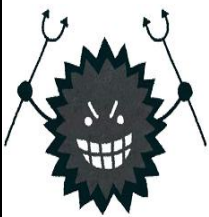
今回逮捕された14歳の中学生は、インターネット上の複数のフリーソフトを組み合わせ、約3日でコンピュータウイルス（身代金ウェア）を作成したそうです。もしコンピュータウイルスを作成したり、保管したりすると、どのような罪に問われるのでしょうか。



「不正指令電磁的記録に関する罪」

（刑法第168条の2、第168条の3）

…平成23年に「不正指令電磁的記録に関する罪」、いわゆる「コンピュータウイルス作成罪」が定められました。この法律では、以下のように定められています。



1、正当な理由がないのに、ウイルスを「作成」または「提供」
した場合

⇒ 3年以下の懲役または50万円以下の罰金

2、正当な理由がないのに、ウイルスを「取得」または「保管」
した場合

⇒ 2年以下の懲役または30万円以下の罰金

インターネット上のソフトを利用すれば、14歳の中学生でもコンピュータウイルスを作成できる時代です。インターネットの正しい利用方法、関わり方をもう一度しっかり考えてみましょう。

